

秦野市議会の会期等に関する条例を制定することについて

秦野市議会の会期等に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年10月5日提出

秦野市議会運営委員会

委員長 川 口 薫

提案理由

本市の更なる発展に向け、緊急の行政課題等を速やかに本会議において審議することで、危機管理上の迅速な対応を可能とすること並びに活発な委員会活動を通じて、議会による政策の立案機能及び提言機能を強化することを目的として、地方自治法第102条の2第1項の規定による通年会期制を導入するため、制定するものであります。

秦野市議会の会期等に関する条例

(会期)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条の2第1項の規定により、秦野市議会の会期は、毎年、1月1日から12月31日までとする。

(定例日)

第2条 地方自治法第102条の2第6項に規定する定例日（次項において「定例日」という。）は、次の各号に掲げる期間にある日（会議を開かない日及び秦野市の休日を定める条例（平成元年秦野市条例第8号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）とする。

- (1) 2月20日から3月31日まで
- (2) 6月1日から6月30日まで
- (3) 9月1日から10月20日まで
- (4) 11月25日から12月20日まで

2 前項の規定にかかわらず、議長は、付議する議案等の審議の都合その他の事情により必要があると認めるときは、同項各号に掲げる期間にある日以外の日を定例日とすることができる。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。
(秦野市議会定例会条例の廃止)
- 2 秦野市議会定例会条例（昭和37年秦野市条例第18号）は、廃止する。
(秦野市議会基本条例の一部改正)
- 3 秦野市議会基本条例（平成23年秦野市条例第8号）の一部を次のように改正する。
第18条を次のように改める。

(会期)

第18条 議会の会期は、地方自治法第102条の2第1項の規定による通年の会期とする。

2 通年の会期について必要な事項は、秦野市議会の会期等に関する条例(令和3年秦野市条例第 号)に定めるところによる。